

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公 代

岩手県公安委員会規則第3号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(警務部の分課)</p> <p>第2条 警務部に、次の<u>8課</u>を置く。</p> <p>[略]</p> <p>警務課</p> <p>人財育成課</p> <p>[略]</p> <p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 留置施設に関すること。</u></p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p>	<p>(警務部の分課)</p> <p>第2条 警務部に、次の<u>9課</u>を置く。</p> <p>[略]</p> <p>警務課</p> <p><u>留置管理課</u></p> <p>人財育成課</p> <p>[略]</p> <p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(留置管理課)</u></p> <p>第4条の2 <u>留置管理課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 留置業務に関する企画、調査及び指導教養に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(2) 留置施設（警察本部（以下「本部」という。）に設置</u></p>

(人財育成課)

第4条の2 [略]

(県民課)

第5条 県民課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(6) [略]

(7) 警察行政に係る個人情報の保護に関する企画、調査及び総合調整に関すること。

(8)～(13) [略]

(課の内部組織)

第31条 警察本部 (以下「本部」という。)の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
[略]	
会計課	指導監査室
[略]	
生活安全企画課	安全・安心まちづくり推進室 特殊詐欺対策室
[略]	
人身安全少年課	少年サポートセンター <u>県南少年サポートセンター</u>
[略]	
警備課	災害対策室 警察航空隊

2 [略]

(留置管理官)

第37条 警務部に留置管理官を置き、警視たる警察官をもって充てる。

2 留置管理官は、上司の命を受け、留置施設の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

別表 (第44条関係)

1 [略]

2 駐在所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
[略]		
千厩警察署	[略]	
	黄海駐在所	[略]

するものに限る。)の管理及び運営並びに被留置者の処遇に関すること。

(3) 留置施設 (警察署に設置するものに限る。)の実地監査に関すること。

(人財育成課)

第4条の3 [略]

(県民課)

第5条 県民課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(6) [略]

(7) 警察行政に係る個人情報の保護等に関する企画、調査及び総合調整に関すること。

(8)～(13) [略]

(課の内部組織)

第31条 本部の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
[略]	
会計課	<u>施設整備室</u> 指導監査室
[略]	
生活安全企画課	安全・安心まちづくり推進室 特殊詐欺対策室 <u>許可等事務指導室</u>
[略]	
人身安全少年課	少年サポートセンター
[略]	
警備課	<u>警護対策室</u> 災害対策室 警察航空隊

2 [略]

(施設整備室長)

第37条 警務部会計課に施設整備室長を置き、一般職員をもって充てる。

2 施設整備室長は、上司の命を受け、財産の管理及び処分並びに庁舎その他の施設の営繕の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

別表 (第44条関係)

1 [略]

2 駐在所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
[略]		
千厩警察署	[略]	
	黄海駐在所	[略]

	保呂羽駐在所	一関市藤沢町保呂羽
	東山駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
久慈警察署	久慈湊駐在所	久慈市夏井町
	大川目駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
3	[略]	

	東山駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
久慈警察署	大川目駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
3	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 岩手県留置施設視察委員会条例施行規則（平成19年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員会に対する情報の提供)</p> <p>第2条 警察署長は、毎年、委員の任命（補欠委員の任命を除く。）後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) その他警察署長が必要と認める事項</p> <p>2 警察署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の会議において、その状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(会議録)</p> <p>第3条 警務部警務課長は、会議録（様式）を備えて置いて、委員会の会議の経過等を記録しておかなければならない。</p>	<p>(委員会に対する情報の提供)</p> <p>第2条 <u>警務部留置管理課長及び警察署長</u>（<u>留置施設を管理し、及び運営する者に限る。</u>）（以下「留置業務管理者」という。）は、毎年、委員の任命（補欠委員の任命を除く。）後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) その他留置業務管理者が必要と認める事項</p> <p>2 <u>留置業務管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の会議において、その状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(会議録)</p> <p>第3条 警務部留置管理課長は、会議録（様式）を備えて置いて、委員会の会議の経過等を記録しておかなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	